

社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金

令和06年12月17日

計画の名称	多治見市地域住宅等整備計画（多治見市地域住宅計画）													
計画の期間	令和 0 7 年度 ~ 令和 1 1 年度 (5年間)										重点配分対象の該当			
交付対象	多治見市													
計画の目標	多治見市営住宅の中層団地は、昭和50年代以降に順次建設してきたが、建設した建物及び付帯施設（物置・駐輪場）は法定耐用年数の半分を過ぎ、老朽化が進んできている。そのため、長寿命化を図る目的で、平成24年度から順次、外装改修や屋根防水等の大規模な修繕を実施してきた。よって、引き続き、長寿命化を図るべく、中層団地の改修工事を推進する。 また、高齢者はもちろんのこと、障がい者にも住みやすい住宅を供給することが急務となっており、平成19年度から中層団地1階住戸においてバリアフリーに対応する改修を実施してきた。よって、引き続き、高齢者及び障がい者が住みやすい住戸とするべく、バリアフリー化を推進する。併せて、浴槽及び風呂釜設置工事を実施し、住みやすく良質なストックを形成する。 さらに高根団地（中層）のテレビ共聴設備を、度重なる落雷事故から被害を回避するため、アンテナ移設を進行する。													
全体事業費（百万円）	合計（ A + B + C + D ）		149	A	149	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / （ A + B + C + D ）	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		(R7当初)	(R9末)	(R11末)
1	外壁改修や屋根防水等の長寿命化工事を行った住棟の割合を76%から88%に増加（公営住宅等ストック総合改善事業（長寿命化型））			
	外壁改修や屋根防水等の長寿命化工事を行った住戸の割合	76棟	棟	88棟
	外装改修や屋根防水等の長寿命化工事を行った住戸の数/計画期間内に耐用年数の残っている住棟の合計			
2	外壁や屋根の長寿命化工事を行った付帯施設の割合を93%から100%に増加（公営住宅等ストック総合改善事業（長寿命化型））			
	外装や屋根の長寿命化型工事を行った付帯施設の割合	93棟	棟	100棟
	外装改修や屋根防水等の長寿命化工事を行った付帯施設の数/計画期間内に耐用年数の残っている住棟の付帯施設の合計			
3	バリアフリー化工事を行った住戸の割合を34%から46%に増加（公営住宅等ストック総合改善事業（福祉対応型））			
	バリアフリー化工事を行った住戸の割合	34戸	戸	46戸
	バリアフリー化工事を行った住戸の数/旭ヶ丘第2団地（中層）及び高根団地（中層）1階住戸部分の合計			
4	浴槽及び風呂釜設置工事を行った住戸の割合を15%から21%に増加（公営住宅等ストック総合改善事業（居住性向上型））			
	浴槽及び風呂釜設置工事を行った住戸の割合	16戸	戸	22戸
	浴槽及び風呂釜設置工事を行った住戸の数/旭ヶ丘第2団地（中層）及び高根団地（中層）住戸の合計			
5	高根団地（中層）テレビ共聴設備の移設（公営住宅等ストック総合改善事業（安全性向上型））			
	高根団地（中層）テレビ共聴設備の移設の割合	0棟	棟	100棟
	テレビ共聴設備の移設工事を行った棟数/高根団地（中層）棟数の合計			

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-

A 基幹事業																				
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	多治見市	直接	多治見市	-	-	公営住宅等ストック総合 改善事業	外壁・屋根改修等（住棟2棟 ）、浴槽・風呂釜設置（25戸 ）、住戸内バリアフリー（10 戸）、テレビ共聴整備	多治見市	■	■	■	■	■	149		策定済	
												小計						149		
											合計							149		

事前評価チェックシート

計画の名称： 多治見市地域住宅等整備計画（多治見市地域住宅計画）

事前評価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
II. 計画の効果・効率性 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
II. 計画の効果・効率性 地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○

[illegible]